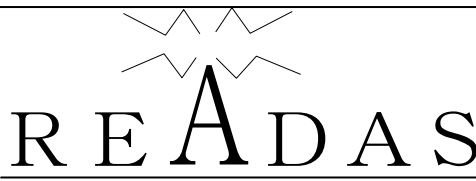


第 5316 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 9月25日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 個人番号カードの交付方法が改正に

Q：個人番号カードの交付方法が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：3つの方法が追加されました。

【解説】

総務省は、マイナンバー制度が定着するようにと、個人番号カードの交付方法を3パターン追加する改正を行いました。

これまでは、カードの交付を受ける場合に、申請者本人が確認書類を役所に持っていき、交付を受けなければなりませんでした。次の3つの方法も認められることとなりました。

- ①申請時に住所地の市町村が指定する場所に出頭した場合において、厳格な本人確認が可能であるときには、交付時に出頭することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方法（申請時来庁方式）
- ②東日本大震災の被災者やDV 被害者等の住所地の市町村の事務所に出頭することが困難な者について、当該者の住所地の属する市町村を経由してカードの申請を行うことができる方法（居所経由申請方式）
- ③法人の従業者等について、勤務先の事務所等が所在する市町村を経由してカードの申請を行うことができる方法（勤務地経由申請方式）

